パブリックコメント用

# 第７次沖縄県男女共同参画計画
## ～DEIGO プラン～（案）

沖縄県

計画の愛称「DEIGO（ディゴ）プラン」とは

国連「第４回世界女性会議」で採択された行動綱領の３つの目標である「平等・開発・平和」をイメージするとともに、県花の「デイゴ」を象徴しています。

平成５年の計画の愛称である「DEIGOプラン」を継承しています。

Ｄ・・・DEVELOPMENT 「開発･発展」
Ｅ・・・EQUALITY 「平等」
Ｉ・・・INNOVATION 「変革」
Ｇ・・・GLOBAL 「地球規模」
Ｏ・・・OKINAWA 「沖縄」

# 目次


## 第１章 計画の基本的な考え方

１ 計画策定の背景と趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２ 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３ 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４ 計画の基本方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５ 計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６ 計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
７ 計画の指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

## 第２章 計画の内容

### 目標１ 家庭における男女共同参画の実現

施策 1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識改革 ・・・・・・・・・・・６
施策 1-2 育児及び介護を支える環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
施策 1-3 生涯を通じた男女の健康づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・８

### 目標２ 職場における男女共同参画の実現

施策 2-1 多様な就業を可能にする環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・11
施策 2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ・・・・・・・・・13
施策 2-3 農林漁業における男女共同参画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・14
施策 2-4 ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ（仕事と生活の調和）を踏まえた多様な幸せ
（well―being）の実現のための取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・15
施策 2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援 ・・・・・・・・・・・16

### 目標３ 地域における男女共同参画の実現

施策 3-1 地域活動を推進するための連携・協働 ・・・・・・・・・・・・・・・18
施策 3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備 ・・・・・19
施策 3-3 市町村における男女共同参画の推進と支援 ・・・・・・・・・・・・・21

### 目標４ 社会全体における男女共同参画の実現

施策 4-1 女性の更なる政策・方針決定の場面への参画の促進・・・・・・・・ 22
施策 4-2 ジェンダー平等や性の多様性に関する意識啓発の推進・・・・・・・ 23
施策 4-3 次世代に向けた意識啓発および教育の推進・・・・・・・・・・・・ 24
施策 4-4 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成
と被害者支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

## 第３章 計画の総合的な推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

## 第４章 具体的事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

# 第１章 計画の基本的な考え方

## １ 計画策定の背景と趣旨

国では、国連が提唱した昭和 50(1975)年の国際婦人年を契機に国際的な動きとも連動しながら、男女雇用機会均等法などの整備を進め、昭和 60(1985)年に女子差別撤廃条約を批准するなど、男女共同参画を推進してきました。

平成 11(1999)年には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12(2000) 年、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

本県では、平成５年に「男女共同参画型社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」(第１次)を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し各種施策を推進しました。

その後、平成 14(2002)年３月には、男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」(第２次)を策定、さらに、平成 19(2007)年３月に「沖縄県男女共同参画計画」(第３次)、平成 24(2012)年３月に「第４次沖縄県男女共同参画計画」、平成 29(2017)年３月に「第５次沖縄県男女共同参画計画」、令和４(2022)年３月に「第６次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、県民・事業者・団体等との協力・連携のもと、様々な施策を展開してきました。

国においては、平成 27(2015)年 8 月に女性の職業生活の活躍の推進に関する施策についての計画(以下、「推進計画」という。) 策定を地方公共団体に努力義務とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定をはじめ、平成 30(2018)年５月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定、令和８(2026)年３月には「第６次男女共同参画基本計画」の策定など、様々な取組が進められてきました。

こうした中、沖縄県においては、男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態を把握するため、令和７(2025)年に「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」(以下、「県民意識調査」という。) を実施しました。

県民意識調査によると、男女の平等感については、令和２(2020)年の前回調査と比較して、殆どの項目で向上しているものの、「政治の場」と「社会通念・慣習・しきたり」では男性が優遇されていると感じている割合が74.4%となっており、これは、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいない現状と、固定的な性別役割分担意識が依然として存在し、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根深いことを示すものであり、国際社会におけるジェンダー平等の水準からも大きく後れをとっている状況であると言えます。

特に、実生活と社会通念・慣習において平等感のギャップがあり、育児や介護、伝統行事等の家庭内の役割分担は女性に偏っている状況があります。

また、配偶者等からの暴力の問題、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性も依然として多く、平時における固定的性別役割分担意識等に基づく構造的な問題が存在しております。

このような状況を踏まえ、ジェンダー平等に関する県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない取組を一層推進するため、国の「第６

次男女共同参画基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」などを勘案し、本県の男女共同参画の実現に向けた方向性を示すものとして、新たな沖縄県男女共同参画計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

(1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第６条及び沖縄県男女共同参画条例第４条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。

(2) この計画のほか、「新・沖縄 21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(改定版)」、「沖縄県こども・若者計画」、「沖縄県農業・農村男女共同参画プラン(平成 29 年度改訂版)」など、男女共同参画に関連する県政の様々な分野における計画との整合を図り、これらの計画と一体となって、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。

また、本計画の推進にあたっては、「沖縄県ＳＤＧｓ実施指針」に基づき、ゴール５「ジェンダー平等の実現」を推進し、互いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現を目指します。

## 3 計画の期間

計画期間は、令和９(2027)年度から令和 13(2031)年度までの５年間とします。

## 4 計画の基本方向

全ての県民が、互いを認め支え合い、
心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す

## 5 計画の構成

男女共同参画の推進に関する施策を、家庭、職場、地域及び社会全体の４つの分野に分け、分野ごとに実現したすがたを示し、更に各分野の施策ごとに現状と課題を分析し、方向性及び具体的施策を示しました。

これらの施策は、分野ごとに単独で完結するものではなく、相互に関連し合い推進されるものです。

## 6 計画の体系

【基本方向】

全ての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す

| 目標 | 施策の方向性 | 具体的施策 | |
|---|---|---|---|
| 1<br>家庭における男女共同参画の実現 | 1-1<br>男女が共に家庭生活に参画するための意識改革 | 1 | 男女が協力し、家庭生活の責任を担うことの広報・啓発 |
| | | 2 | 男女平等意識を育てる家庭教育の推進 |
| | | 3 | 家庭教育に関する相談・支援体制の充実 |
| | | 4 | 男性の育児休業等の取得に関する取組の推進 |
| | 1-2<br>育児及び介護を支える環境づくり | 5 | 多様な保育サービス等の充実 |
| | | 6 | 介護サービスの整備・充実 |
| | | 7 | 地域における子育て・介護支援の充実 |
| | | 8 | 子育て・介護に関する相談体制等の充実 |
| | 1-3<br>生涯を通じた男女の健康づくりの推進 | 9 | 生涯を通じた男女の健康づくりの支援と女性のスポーツ参加の促進 |
| | | 10 | 予期せぬ妊娠や性感染症の予防など、性教育や健康教育の推進 |
| | | 11 | 妊娠・出産期における女性への健康支援 |
| 2<br>職場における男女共同参画の実現 | 2-1<br>多様な就業を可能にする環境の整備 | 12 | 職業能力発揮に対する支援 |
| | | 13 | 再就職希望者に対する支援 |
| | | 14 | 起業家を目指す女性への支援 |
| | | 15 | 誰もがライフステージに応じて働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくりの推進 |
| | | 16 | 女性の登用促進のための支援と職場環境の整備 |
| | | 17 | 女性の職業生活における情報収集・整理・提供 |
| | | 18 | 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動 |
| | | 19 | 企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟で多様な働き方の推進 |
| | 2-2<br>雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 | 20 | 男女雇用機会均等の更なる推進 |
| | | 21 | 労働相談の実施 |
| | | 22 | 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進 |
| | | 23 | 各種ハラスメント対策の促進 |
| | | 24 | 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用の促進 |
| | 2-3<br>農林漁業における男女共同参画の推進 | 25 | 女性リーダーの育成 |
| | | 26 | 家族経営協定づくりの推進 |
| | | 27 | 女性の経営能力向上の支援 |
| | 2-4<br>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を踏まえた多様な幸せ(well-being)の実現のための取組の推進 | 28 | 仕事と生活の調和及び働き方改革と多様で柔軟な働き方の促進 |
| | | 29 | 仕事と生活の調和を推進するための環境づくりの促進 |
| | | 30 | 仕事と家庭の両立を支える支援制度の推進 |
| | | 31 | 仕事と健康課題の両立の支援 |
| | 2-5<br>女性の活躍を推進するための企業に対する支援 | 32 | 女性の活躍に積極的に取り組む企業の認証 |
| | | 33 | 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進 |
| | | 34 | 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進 |

| 目標 | 施策の方向性 | 具体的施策 | |
|---|---|---|---|
| 3<br>地域における男女共同参画の実現 | 3-1<br>地域活動を推進するための連携・協働 | 35 | 地域活動への参画の促進 |
| | | 36 | 各種地域団体との連携及びその活動の支援 |
| | | 37 | 防災・復興における男女共同参画の促進 |
| | | 38 | 環境問題への取組における男女共同参画の推進 |
| | 3-2<br>生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備 | 39 | 高齢者の地域での暮らしと自立に対する支援 |
| | | 40 | 障害のある人の自立支援と生活環境の整備 |
| | | 41 | ひとり親家庭等の自立や子の養育に対する支援 |
| | | 42 | 貧困等生活上の困難に対する支援 |
| | 3-3<br>市町村における男女共同参画の推進と支援 | 43 | 市町村における男女共同参画の視点を取り込んだ施策の企画立案及び実施等の推進の支援 |
| 4<br>社会全体における男女共同参画の実現 | 4-1<br>女性の更なる政策・方針決定の場面への参画の促進 | 44 | 県及び市町村の審議会等委員への女性の参画拡大 |
| | | 45 | 県の管理職への女性の積極的登用及び職域拡大 |
| | | 46 | 企業や団体における女性の参画促進 |
| | | 47 | 政治分野における女性の参画促進 |
| | | 48 | 学校における管理職への女性の登用拡大 |
| | | 49 | メディア分野、スポーツ分野における女性の参画促進 |
| | 4-2<br>ジェンダー平等や性の多様性の尊重に関する意識啓発の推進 | 50 | あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進 |
| | | 51 | 男女共同参画を推進する学習機会の充実 |
| | | 52 | 男女双方の理解促進・意識啓発 |
| | | 53 | 性の多様性の尊重に関する取組の推進 |
| | 4-3<br>次世代に向けた意識啓発及び教育の推進 | 54 | 学校教育の充実 |
| | | 55 | 地域との連携による教育の推進 |
| | | 56 | キャリア教育の推進 |
| | | 57 | 教職員研修の実施 |
| | 4-4<br>ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 | 58 | ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 |
| | | 59 | セクシュアル・ハラスメント防止対策の促進 |
| | | 60 | 配偶者等からの暴力の被害の防止と相談体制の充実 |
| | | 61 | 配偶者等からの暴力の被害者の保護及び自立支援 |
| | | 62 | 性犯罪・性暴力への対策の推進 |
| | | 63 | こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進 |
| | | 64 | 売買春への対策の推進 |
| | | 65 | ストーカー行為等への対策の推進 |
| | | 66 | 人身取引の対策の推進 |
| | | 67 | インターネットを利用した性暴力等への対策の推進 |

## 7 計画の指標

| 目標 | 施策の方向性 | | 項　　目 | 計画策定時(年度) | 目標値(年度) | 指標の出典等 | 関係課 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭における男女共同参画の実現 | 1－1 | 1 | 夫が妻と同程度以上家事を分担している割合 | 26.6%(R7) | 35.0%(R13) | 男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 1－2 | 2 | 地域子育て支援拠点箇所数 | 89箇所(R7) | 112箇所(R11) | 沖縄県こども・若者計画 | 子育て支援課 |
| | 1－2 | 3 | ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数 | 34市町村(R7) | 34市町村(R11) | 沖縄県こども・若者計画 | 子育て支援課 |
| | 1－2 | 4 | 放課後児童クラブ箇所数 | 633クラブ(R7) | 691クラブ(R11) | 沖縄県こども・若者計画 | 子育て支援課 |
| | 1－2 | 5 | 介護支援専門員養成数(累計) | 7,294人(R7) | 7,834人(R13) | 沖縄県高齢者保健福祉計画 | 高齢者福祉介護課 |
| | 1－3 | 6 | 乳がん検診受診率 | 48.8%(R4) | 60.0%(R13) | 健康おきなわ21(第3次) | 健康長寿課 |
| | 1－3 | 7 | 子宮頸がん検診受診率 | 45.3%(R4) | 60.0%(R13) | 健康おきなわ21(第3次) | 健康長寿課 |
| | 1－3 | 8 | 県民のスポーツ実施率(週1日以上) | 51.7%(R7) | 63.9%(R13) | 未来創造推進計画 | スポーツ振興課 |
| 職場における男女共同参画の実現 | 2－1 | 9 | 女性の離職率 | 18.3%(R6) | 17.3%(R13) | 雇用動向調査 | 労働政策課 |
| | 2－1<br>2－4 | 10 | テレワーク実施率 | 13.8%(R7) | 27.0%(R13) | 沖縄県労働条件等実態調査報告書 | 労働政策課 |
| | 2－2 | 11 | 男性の給与を100としたときの女性の給与 | 86.1%(R7) | 88.6%(R13) | 独自調査 | 労働政策課 |
| | 2－2 | 12 | 男性の育児休業取得率 | 64.6%(R7) | 75.0%(R13) | 沖縄県労働条件等実態調査報告書 | 労働政策課<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 2－3 | 13 | 女性農業委員の割合 | 16.9%(R7) | 20.0%(R13) | 沖縄県農業・農村男女共同参画プラン | 営農支援課 |
| | 2－3 | 14 | 家族経営協定締結の農家数 | 551戸(R7) | 600戸(R13) | 沖縄県農業・農村男女共同参画プラン | 営農支援課 |
| | 2－4<br>2－5 | 15 | 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証取得企業数 | 128社(R7) | 182社(R13) | 新・沖縄21世紀ビジョン実施計画 | 労働政策課 |
| 地域における男女共同参画の実現 | 3－1 | 16 | シルバー人材センター女性会員比率 | 33.5%(R7) | 各年度の全国平均値(R7：36.0%) | 独自調査 | 雇用政策課 |
| | 3－1 | 17 | 自治会長に占める女性の割合 | 15.0%(R7) | 20.0%(R13) | 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策推進状況調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 3－2 | 18 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談から就職に結びついた件数 | 1,090件(R7) | 1,390件(R13) | 沖縄県こども・若者計画 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 3－2 | 19 | ひとり親家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣事業)の登録件数 | 3,130件(R7) | 4,507件(R13) | 沖縄県こども・若者計画 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 3－3 | 20 | 市町村の審議会等委員に占める女性の割合 | 32.4%(R7) | 40.0%(R13) | 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 3－3 | 21 | 市町村の男女共同参画計画の策定率 | 61.0%(R7) | 75.0%(R13) | 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 社会全体における男女共同参画の実現 | 4－1 | 22 | 県の審議会等委員に占める女性の割合 | 34.8%(R7) | 40.0%(R13) | 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 4－1 | 23 | 県(知事部局)の課長相当職以上に占める女性の割合 | 24.2%(R7) | 30.0%(R12) | 沖縄県特定事業主行動計画 | 総務部人事課 |
| | 4－1 | 24 | 県教育委員会の課長相当職以上に占める女性の割合 | 22.1%(R7) | 26%(R12) | 沖縄県教育委員会特定事業主行動計画 | 教育庁総務課<br>教育庁学校人事課 |
| | 4－1 | 25 | 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合 | 22.6%(R7) | 30.0%(R13) | 沖縄県労働条件等実態調査報告書 | 労働政策課<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 4－1 | 26 | 政治分野における男女共同参画に関する啓発実施市町村の割合 | 7.3%(R7) | 50.0%(R13) | 独自調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 4－2 | 27 | 性的少数者を性の多様性として認める必要があると考える人の割合 | 50.5%(R7) | 57.0%(R13) | 男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 4－2 | 28 | 沖縄県男女共同参画センター(てぃるる)の認知度 | 28.9%(R7) | 50.0%(R13) | 男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 4－3 | 29 | 人権教育に係る学習活動の実施割合 | 78.5%(R7) | 100%(R13) | 独自調査 | 教育庁県立学校教育課<br>教育庁義務教育課 |
| | 4－3 | 30 | 放課後子ども教室に参加した地域ボランティアの延べ人数 | 40,846人(令和7年度) | 67,000人(令和13年度) | 沖縄県教育委員会調査 | 教育庁生涯学習振興課 |
| | 4－4 | 31 | 中高校生対象DV予防啓発講座実施回数 | 8回(R7) | 計50回(R9～R13) | 独自調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | 4－4 | 32 | 市町村のDV防止基本計画の策定 | 43.9%(R7) | 51.2%(R13) | 独自調査 | 女性力・ダイバーシティ推進課 |

# 第２章 計画の内容

## 目標１ 家庭における男女共同参画の実現

〈実現したすがた〉

〇性別に関わりなく、大人・子どもが家族の一員として意見を出し合い、互いの協力により、豊かで充実した家庭を築いている。

〇家族全員で家事・育児・介護を分担し、喜びと責任を分かち合っている。

〇社会全体で子育て支援が行われており、子育て家庭が多様なサービスを活用し、安心して子どもを生み育てられる環境が整っている。

〇多様な介護サービスを活用し、介護を社会全体で支える環境が整っている。

### 施策 1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識改革

【現状と課題】

令和７(2025)年度に実施した県民意識調査の結果を前回調査(令和２(2020)年度)と比較すると、「家計を支える」役割分担について、“妻が夫と同程度以上分担 ”と回答した割合が 36.9 %と前回より 4.2 ポイント上昇しています。また、「家事」の 役割分担についても、“夫が妻と同程度以上分担”と回答した割合は26.6%と前回より4.3ポイント上昇しており、男女が協力し家庭生活の責任を担うことへの理解が一定程度進みつつあります。

しかし、男女別の調査結果を見ると、家事を夫と妻が同じ程度分担していると回答した割合が、男性は 27.1%であるのに対し、女性は 19.8%と前回よりは差は縮まったものの、7.3 ポイントの差が出ています。このことは「子どもの世話・教育」と「病人・老親の世話（介護）」においても同様の傾向が見られ、役割分担の意識に男女間のギャップがあることが課題としてあげられます。

【方向性】

固定的な性別役割分担意識について、家事や育児、家族の介護等の家庭責任は女性だけが担うものではないという考え方は広がりつつあるものの、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く、共働き家庭であっても、依然としてその多くを女性が担っているとの指摘もあることから、家族の一員として相互に協力し、互いの立場を尊重しつつ家庭内で共に責任を担っていくことができるよう、男性の育児休業等の取得に関する取組を促進するとともに、必要な知識・技術習得の支援を行います。

また、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むことが重要であり、家庭教育が大きな役割を果たしていることから、性別による固定的役割分担意識を持たせないようなしつけや親の意識、生活態度の見直しなどの働きかけを進めていきます。

【具体的施策】

1 男女が協力し、家庭生活の責任を担うことの広報・啓発

性別に関わりなく、家族が相互に協力しながら、家事・育児・介護等においてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、幅広い層に対応した啓発活動などを行います。

2 男女平等意識を育てる家庭教育の推進

男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成を図るため、家庭教育に関する学習機会を提供します。

3 家庭教育に関する相談・支援体制の充実

都市化、核家族化等家庭や家族を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を抱える親に対しての支援として、相談・支援体制の充実を図ります。

4 男性の育児休業等の取得に関する取組の推進

企業や市町村等と連携し、男性が育児休業を取得することへの意識喚起や、職場等の理解を深めるために必要な広報・啓発活動をはじめとした取組を行い、社会全体での「共育て」の実現に取り組みます。

### 施策 1-2 育児及び介護を支える環境づくり

【現状と課題】

近年の核家族化の進行、就労形態の多様化、地域社会の変化等により、子育て家庭の様々なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。多くの市町村において保育所等の整備が進められてきた結果、待機児童数は令和７年４月１日時点で171人と 10 年連続で減少したものの、全国７位と解消に至っておらず、その背景には保育士の確保が課題となっています。

一方、放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、待機児童（利用できなかった児童）数が高止まりの状況にあるほか、全国と比べ民間施設を活用したクラブが多いことから、利用料も割高となっています。

高齢者への介護支援については、核家族化の進行などにより「社会が支援する必要がある」という意識が高まっており、介護保険制度の下、適正で質の高い介護サービスの提供が求められています。

【方向性】

子育てや介護を社会全体で支えていく体制の整備を図るとともに、利用者のニーズを踏まえた多様で質の高い保育サービスの充実、及び保育士の育成・確保、放課後児童クラブの整備促進、適正で質の高い介護サービスを提供するための介護人材の育成及び確保に取り組みます。

【具体的施策】

5 多様な保育サービス等の充実

子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり事業、病児保育事業などの多様な子育て支援の充実に加え、これらを支える保育士の育成・確保に取り組みます。

また、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後児童クラブ等で授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

6 介護サービスの整備・充実

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、利用者が利用しやすい介護サービスの充実を図ります。

7 地域における子育て・介護支援の充実

地域で子育てや介護を支援するための拠点づくりや子育て家庭の相互交流できる場の提供等の充実を図ります。

8 子育て・介護に関する相談体制等の充実

子育て・介護に悩む人が相談しやすい体制を整備するとともに、インターネット等を活用し、子育て・介護支援に関する情報提供の充実を図ります。また、家庭で育児や介護をする者に対して、育児や介護の知識・技術の普及を目的とする講座等を開催します。

## 施策 1-3 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

【現状と課題】

男女が心身及び健康について正しい知識を持ち、互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ生きていくことは男女共同参画社会を形成する上で重要です。

女性だけでなく、男性であっても、更年期障害やうつの問題、長時間労働による健康への影響などがあり、男女双方が互いの健康課題を正しく知る必要があります。

また、特に女性は妊娠・出産の可能性があることから、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。

特に、産後のメンタルヘルス対策は重要であり、多職種が連携した支援体制の強化が重要です。

県内の若年妊娠(10 代)の割合が全国の 2 倍以上で推移していることや、10 代の人工妊娠中絶も全国より高い割合で推移している状況を踏まえ、女性の身体について男女が共に正しい情報を得ることや、女性が自らのライフプランを見据え、性や生殖、健康について自己決定が行えるよう社会全体でサポートしていくこと、さらには、その根底にある問題として、男女ともに幼少の頃から長年にわたり形成されてきた固定的性別役割分担意識や性差に関する固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス) に

気づき、男女のよりよい関係を構築できる力を養うことが課題となっています。

【方向性】

「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」(※1)の視点に立って、男女がともに命の大切さや性に関する正しい知識を持ち、自ら判断できる能力を育てます。

また、人生 100 年時代の安心の基盤である生涯の健康を維持し、女性が安心して産み育てることができる環境の整備や支援の充実を図ります。

【具体的施策】

9 生涯を通じた男女の健康づくりの支援と女性のスポーツ参加の促進

男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごすため、子どもから高齢者まで全世代を通じた適切な生活習慣の推進を図ります。

男女特有の疾病をはじめ、健康課題を予防するため、正しい知識について啓発普及を図るとともに、医師会等関係機関と連携し、健康づくり及び健診・検診を受けやすい体制整備や相談体制を推進します。

また、一人でも多くの人がスポーツに親しみ、健康で活力のある社会の実現を目指し、時間や場所を選ばずに取り組める運動の実践や、男女それぞれのスポーツ参加の促進を図ります。

10 予期せぬ妊娠や性感染症の予防など、性教育や健康教育の推進

男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校における健康教育の一環として、発達段階に応じた適切な性教育を推進するとともに、産婦人科医や助産師等の外部講師を活用するなど、地域との連携による性教育(ジェンダー平等の意識や情報活用能力を含む)や健康教育を促進します。

保健担当教諭・養護教諭等を対象とした地区別学校保健教育研修会を通して、性教育の充実を図るほか、学校や地域と連携した思春期対策として市町村が行う性教育学習会の実施を推進します。

11 妊娠・出産期における女性への健康支援

安心して子どもを産むことができるよう、不妊治療を含め、妊娠から出産まで一貫した、健康診査、保健指導・相談、医療サービスの提供とともに、女性労働者の健康管理が適切に行われる体制の整備や周産期保健医療対策の充実を図ります。

また、思春期から更年期に至る女性に対し、各ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう相談支援等を行い、若年妊婦等に対しては、産婦人科への同行、緊急一時的な居場所の確保等の支援を行います。

(※1)性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)
　平成 6(1994)年の国際人口／開発会議、平成 7(1995)年の第 4 回世界女性会議(北京会議)で提唱された考え方

○性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)
　人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

○性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)
　すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出生間隔並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利

## 目標２ 職場における男女共同参画の実現

〈実現したすがた〉

〇募集・採用や昇進・配置、賃金や就職後の業務の振り分け、実質的な研修の機会などでの男女格差が解消され、就業者一人一人の個性、能力、意欲が十分に発揮でき、評価される。

〇方針決定過程に女性が対等に参画し、活躍することで、幅広い視点が反映され、よりよい社会が実現される。

〇育児や介護といったライフステージや自身の健康課題に合わせて働くことができ、退職や非正規雇用化等を余儀なくされることなく働き続けることができる。

〇家庭生活や地域活動とバランスのとれた労働時間で、男女共にゆとりと充実感をもって働くことができ、共に暮らしやすい多様な幸せ（well-being）が実現される。

〇管理職であっても、ワーク・ライフ・バランスが達成できることで、管理職を希望する女性や若者が増える。

### 施策 2-1 多様な就業を可能にする環境の整備

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、働きたい人が生涯を通じて、性別にかかわりなく能力を十分に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方のできる魅力ある職場環境づくりが求められています。

また、女性の管理職登用が増えない理由として、令和７年度沖縄県労働条件等実態調査（沖縄県商工労働部労働政策課）によれば、「女性が希望しない」（24.1％）が最も高く、次いで「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない」（20.8％）、「現在、管理職に就くための在職年数等を満たしている者がいない」（18.4％）となっており、さらに、令和７年度（2025 年度）に実施した県民意識調査によれば、「家庭生活との両立が難しい」ことを理由に挙げた女性が 44.6%いることから、短時間勤務やフレックスタイム、テレワークなどの労働時間と生活時間のバランスが取れる多様で柔軟な働き方を進め、育児や介護等、家庭生活との両立ができないことを理由に、キャリアをあきらめることがないようにすることが重要です。

【方向性】

就業に関する相談の実施により就職や再就職を支援するほか、就業に必要な技術講習や、デジタル化社会などに対応したキャリアアップのための技能の習得を支援します。

また、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催など、多様な働き方を可能とする職場環境づくりの支援や、起業等を目指す女性を支援します。

女性だけでなく、男性を含めた社会全体の働き方や意識の改革に取り組みます。

【具体的施策】

12　職業能力発揮に対する支援

就職・再就職、キャリアアップ等の支援について、女性デジタル人材の育成等のリ・スキリング支援や就労支援等、関係機関と連携して実施します。

13　再就職希望者に対する支援

育児などにより就業を中断した女性やひとり親家庭の親など、就職・再就職を希望する女性等に対して就業に関する相談及び就業に必要な講習等を行います。

14　起業家を目指す女性への支援

起業に必要な基礎知識、ノウハウの習得やネットワークづくり、事業資金の融資などの支援を行います。

15　誰もがライフステージに応じて働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくりの推進

男性中心型労働慣行等を見直すとともに、両立支援制度の活用を推進し、管理職を含む職員全体に対する長時間労働の抑制等を図ることにより、女性も男性も、出産・育児・介護等を両立しつつ、働くことができる環境づくりを推進します。

さらに、働きたい男女がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できる職場環境づくりを進めます。

16　女性の登用促進のための支援と職場環境の整備

女性が将来のキャリアプランを描きつつ就業を継続し、キャリアアップしていけるようにするため、ロールモデルの普及促進を図ります。

また、職場全体の理解の促進や育児や介護を両立しながらでもキャリアアップできる職場環境の整備について専門家配置派遣等の支援を行います。重ねて採用後の配置やOJT、出産育児・介護等の状況に配慮した研修等の実施等により管理職用を登促進するための支援を行います。

17　女性の職業生活における情報の収集・整理・提供

女性の職業生活における活躍の推進を図るための取組に関する具体的な事例等の様々な情報の収集、整理及び提供を行うことで、県民関心と理解を深めます。

18　女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動

女性の職業生活における活躍の推進を効果的に進めていくためには、女性だけでなく、男性も含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要であります。

そのため、女性の職業生活における活躍の推進に関する県民の関心と理解を深め、その協力を得るための必要な啓発活動を行います。

19　企業等へのテレワーク導入支援等による多様で柔軟な働き方の推進

男女が希望に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、職場だけでなく外出先や自宅等場所にとらわれない就業を可能とするテレワークの普及を図ります。

## 施策 2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

国において、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改定など法律や制度の整備は着実に進められ、女性の社会進出は確実に進んでいます。

しかし、一般労働者における男女の給与の格差は、長期的には縮小傾向にあるものの未だ解消には至っておらず、その要因として男女の役職や勤続年数の差が大きく影響しているものと考えられます。また、女性の雇用者に占めるパート・アルバイト等非正規雇用者の比率は男性より高く、正規雇用者と非正規雇用者の待遇の格差が男女の給与の格差につながっています。

女性は出産、育児などにより就業を中断せざるを得ない状況があることから、女性の就業継続やキャリアアップについて支援を行う必要があります。

県民意識調査によると、職場における待遇は「賃金・昇進・昇格」、「人事配置」などの面で男性優遇と感じる割合が高くなっていることから、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保する必要があります。

【方向性】

男女雇用機会均等法の履行確保や女性活躍推進法の周知、事実上生じている男女間の格差を解消するための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※2)の必要性等について周知啓発を行います。

【具体的施策】

20　男女雇用機会均等法等の更なる推進

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不利益な取り扱いが行われることがないよう、事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の労働関係法令や制度の周知、セミナーなどの開催に取り組みます。

21　労働相談の実施

雇用の場における差別の解消や労働条件の整備に向けた相談体制の充実を図ります。

22　積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進

企業に対して、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の必要性等について周知啓発を行います。

23　各種ハラスメント対策の促進

職場におけるハラスメント防止対策が盛り込まれた労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等で定められた雇用管理上の措置義務等の周知を図り、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント（性的指向や性自認に関する侮辱的な言動を含む)など、職場におけるあらゆるハラスメントの防止対策について周知・啓発を行うとともに、実効性のある取組を促進します。

24　非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用の促進

希望に応じて働き方を選択でき、かつ、誇りをもって働き続けることができるようにするため、非正規雇用者について働きに見合った処遇改善を推進するとともに、非正規雇用者のうち正規雇用への転換を希望する労働者に対する支援等を行います。

(※2)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)・・・男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること
例：県の審議会等委員への女性の登用のための目標設定、管理職における女性比率の目標設定

## 施策 2-3 農林漁業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

農林漁業に従事している女性は、生産や経営の実質的な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献しているにも関わらず、その貢献に対して適正な評価がなされていなかったり、経営の方針決定等に参画していないことが多い現状にあります。

また、家族経営が多く、生活と経営が密接につながっていることから、労働時間や休日等が不明確となりがちであり、家庭内の役割分担や労働時間、報酬等の就業条件を明確にする必要があります。

【方向性】

農林漁業における男女共同参画を確立するためには、家庭や地域、そして女性自身の意識改革を進めるとともに、女性の農林漁業技術や経営能力を高める等の資質の向上を図りながら、地域の農業委員会、生産組織や組合等の方針決定の場に女性の参画を推進します。

また、女性の参画促進と平行して、女性農林漁業者の農林漁業技術と経営技術の習得、家族経営協定締結に向けた意識啓発を支援します。

【具体的施策】

25　女性リーダーの育成

農林漁業地域における女性リーダーの育成及びネットワーク化を図ります。

26　家族経営協定づくりの推進

女性の農林漁業者が主体性を持った対等なパートナーとして経営に参画するため、役割と責任を明確化する家族経営協定の締結を推進します。

27　女性の経営能力向上の支援

女性が経営者としての能力を高め、男女が協力して生産活動や経営活動に取り組めるよう、必要な知識・技術を習得するための講座などを開設し、女性の経営参画を促進します。

## 施策 2-4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) を踏まえた多様な幸せ（well-being）の実現のための取組の推進

【現状と課題】

令和７(2025)年度の県民意識調査の結果を見ると、ワーク・ライフ・バランスについては、「仕事も私生活もバランスよく両立させたい」が57.2%で最も多くなっています。また、「私生活を優先したい」、「やや優先したい」は女性が 35.9%、男性が 27.6%、「仕事を優先したい」、「やや優先したい」は女性が 3.4%、男性が 12.3%となっています。

「働いている人が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと」については、「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせ、働きやすい労働条件とする」が54.5%と最も多く、「仕事を辞めた人が再就職しやすくするために必要なこと」については、「労働時間の短縮、フレックスタイム制など柔軟な勤務制度の導入」が 57.3%となっています。

キャリアアップについては、女性で 45.4%、男性で 36.2%が望んでいません。

キャリアアップを望まない理由としては、「過度な責任を負いたくないから」が女性62.2%、男性68.1%と最も多く、次いで「管理職をする自信がないから」が女性45.7%、男性 30.5%、「家庭との両立が難しいから」が女性 44.6%、男性 26.5%、「残業が増えるから」が女性 30.3%、男性 29.6%となっています。

このことは、ワーク・ライフ・バランスの意識が社会的に浸透し、仕事と家庭に加えて自分の時間や生きがいも充実させたいという意識の高まりがあると考えられます。

また、仕事と両立して、育児や介護を担っていく困難さを抱えていると考えられ、加えて、長時間労働による健康への影響もあることから、育児や介護、健康課題と仕事の両立支援と並行して、働き方改革も進めていく必要があります。

【方向性】

男女が共にやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動において、ライフステージに応じた多様な幸せ（well-being）が実現できるような生き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの 実現に向けた環境づくりを進めていきます。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、事業主がリーダーシップを発揮し、職場風土改革のための意識改革やハラスメント対策、経営のＤＸ(デジタルトランスフォーメーション)の取組を通じて業務プロセスの効率化及び生産性の向上等に取り組み、テレワークやフレックスタイムの導入等、多様で柔軟な働き方を積極的に推進することが求められています。

また、事業主のこうした取組によって、労働者も自らの働き方を見直し、将来を見据えた自己啓発・能力開発に努めるなど、労使双方が一体となって働きやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

そのため、県内事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する助言・指導等を行い、その取組を支援します。

【具体的施策】

28　ワーク・ライフ・バランス及び働き方改革と多様で柔軟な働き方の促進

企業をはじめ労働者及び一般県民に対して、仕事優先の考え方や働き方の見直しを含め、ワーク・ライフ・バランスの必要性についての意識啓発を図ります。また、企業に対して、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定等の働きかけを行うとともに、テレワークや時短勤務、フレックスタイムの導入等、柔軟な働き方を推進します。

29　ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境づくりの促進

社員のワーク・ライフ・バランスの実現を積極的に支援する企業を認証・登録し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を社会的に評価し、労働者の多様な働き方を促進します。

30　仕事と家庭の両立を支える支援制度の推進

育児・介護休業制度等、仕事と家庭の両立を図るために必要な制度の周知啓発や制度利用の促進を図るとともに、乳幼児や小学生等の児童の預かりや軽易な介護等に対する地域での相互援助活動を推進します。

31　仕事と健康課題の両立の支援

女性と男性それぞれの健康課題に関する研修・啓発の実施、職域の健康診断や人間ドックの受診に対する支援、産業医の面談やフェムテックの活用等、仕事と健康課題の両立を支援します。

## 施策 2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援

【現状と課題】

近年、産業構造の変化や少子高齢化の急速な進展に伴う労働力不足などから、企業と労働者を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、働くことを希望する女性が出産・育児・介護等に関わらず、就労を継続し、その能力を十分に発揮できる職場環境を整備することは大変重要です。

そのためには、企業に対して女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでもらう必要があります。

【方向性】

女性が仕事を通じて様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることができるようにするために、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方が実現できる職場環境を作るため、女性の活躍推進に取り組む企業に対する支援を行います。

【具体的施策】

32　女性の活躍に積極的に取り組む企業の認証

社員のワーク・ライフ・バランスの実現を積極的に支援する企業を認証・登録し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を社会的に評価し、労働者の多様な働き方を推進します。

33　企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進

企業における女性の採用・登用等の状況や女性の活躍に向けた取組など、女性の活躍に関する情報の公表促進や、女性の活躍に関する企業情報を総合的に提供するなど、効果的な「見える化」を図ります。

34　中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律において、一般事業主行動計画の策定等について、努力義務となっている中小企業に対し、人材育成や環境整備等の取組を促進します。

## 目標３ 地域における男女共同参画の実現

〈実現したすがた〉

○地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されている。

○地域活動や地域づくりに多様な意見が反映され、持続可能で大人も子どもも共に豊かで住みよい地域となっている。

○地域の中での助け合いや公的サービスにより、子育て中の男女や高齢者などが安心して健康で生き生きと生活し、地域活動に参画している。

### 施策 3-1 地域活動を推進するための連携・協働

【現状と課題】

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な役割を果たしています。しかし、少子・高齢化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など地域は様変わりしており、様々な年代の男女が共に地域づくりに積極的に取り組まないと立ち行かない状況にあります。

県民意識調査によると、地域活動に参加していない人は 58.5%と高く、前回調査の 54.8%から 3.7%上昇しています。参加していない理由は、「仕事が忙しくて時間がない」が男女ともに最も多く、次に男女とも「人間関係がわずらわしいから」、女性は「家事・子育て・介護が忙しくて時間がない」が男性を大きく上回り、就業労働と家事・育児・介護という労働の加重負担が懸念されます。

【方向性】

暮らしやすく活力ある持続可能な地域社会を構築するためには、地域活動や地域づくりに多様な意見が反映される必要があります。性別にとらわれることなく、多様な住民が希望する地域活動に積極的に関わることができるよう、女性人材の育成や情報提供を進めます。

また、高齢者の経験を生かした就業やボランティア活動等の推進、高齢者が培ってきた経験や知恵を、地域の財産として次世代へ受け継ぐための世代間交流などに取り組みます。

特に、防災対策においては、過去の災害の教訓から、地域社会の果たす役割や男女のニーズの違いを把握することが重要視されており、男女共同参画や性の多様性の視点に留意して対策を推進します。

【具体的施策】

35　地域活動への参加の促進

ＰＴＡ、自治会、地域・まちづくり、ボランティアなど様々な活動の場へ、多様な年代の男女の参画が進み、地域活動への参画が拡大するよう学習の場の提供及び情報提

供を行います。
　高齢者の就労や学習活動を通じた社会参画の推進、地域の自主的な組織である老人クラブの活動について支援を行います。

36　各種地域団体との連携及びその活動の支援
　地域におけるＮＰＯや女性団体、ボランティア団体等の活動を支援するとともに、これらの団体との連携及び協働を推進します。

37　防災・復興における男女共同参画の推進
　地域において、自主防災組織の設置や消防団、ボランティア等の防災活動への男女の参画を促進します。また、防災計画の策定段階から、女性をはじめ多様な人々の視点が反映されるよう取り組みます。
　被災後は、市町村へ国の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」及び「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」の活用を促すととともに、相互支援ネット等を通じた被災者支援等、関係機関と連携して引き続き取り組みます。
　男女共同参画センターは、男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点として、男女共同参画主管課とともに、防災担当部局と連携します。

38　環境問題への取組における男女共同参画の推進
　環境問題への対応にあたっては、政策・方針決定の場面への女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点が反映されるよう配慮します。

## 施策 3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】
　高齢化の進行、未婚や離婚の増加に伴う単身世帯やひとり親世帯の増加、家庭・地域・社会の絆の弱まりなど、社会の変化を背景に、高齢者、障害者、ひとり親家庭等において、生活上様々な困難を抱える人が増加しています。
　65 歳以上の一人暮らし世帯は男女ともに増加していますが、その増加率は女性よりも男性の方が高くなっているほか、要介護(要支援含む)の高齢者も年々増加しています。
　高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域全体での支え合いが必要です。
　障害者においては、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、自立した日常生活を営み、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、支援を図る必要があります。
　そのほか、日常生活における自立や社会参画の際に制約を受けがちな高齢者や障害者が、あらゆる分野の活動に参加できるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー化に取り組む必要があります。
　また、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下など、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化に加えて、沖縄県では、全国と比較して貧困状態で暮らす子どもが多く、ヤングケアラー問題など、貧困が子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが強く懸念される状況にあります。
　ひとり親家庭等においては、子育てをしながら安心して生活ができるよう、それぞれ

の家庭の実情に応じて、自立や子の養育に対するきめ細やかな支援を行う必要があります。

物価高騰など社会状況の変化による影響を受けやすい非正規雇用労働者の女性を中心に、生活に困窮する割合が高い現状にあるひとり親家庭等、貧困等、生活上の困難を有する人々が社会生活を円滑に営むことができるよう、より一層支援を図る必要があります。

【方向性】

高齢者、障害者については自立した生活を送るための支援、地域で安心して暮らすための環境整備を行います。

また、子どもの貧困対策を推進するために、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施します。

ひとり親家庭等については、その実情に応じた就業支援により自立に向けた取組を行うほか、ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を図る必要があります。

【具体的施策】

39　高齢者の地域での暮らしと自立に対する支援

介護が必要な高齢者が、安心して住み慣れた地域や家庭において生活を継続できるようにするとともに、介護する家族に大きな負担がかかることがないよう、地域における支え合いの推進を図ります。

一人暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者が地域で孤立することがないよう、訪問活動などを行うボランティアの育成等の充実を図ります。

40　障害のある人の自立支援と生活環境の整備

障害のある人が身近な地域において安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の整備促進、生活訓練や就労訓練等の日中における活動の場の充実、グループホーム等の住まいの場の確保などの充実を図り、障害者の自立及び社会参加を支援します。

41　ひとり親家庭等の自立や子の養育に対する支援

ひとり親家庭等の就労による自立を促進するため、就業相談や講習・訓練等の就労支援の充実や子育てと就労の両立をサポートする在宅就業を含めた多様な働き方の支援に努めるほか、親の責務である養育費の確保等に向けた法律相談、同行支援の実施等による ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に取り組みます。

また、一時的に家事・育児支援が必要な場合に、家庭生活支援員の派遣や生活上の問題の相談事業等、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための各種支援策に取り組みます。

42　貧困等生活上の困難に対する支援

生活上の困難を有する子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるように子ども・若者育成支援事業等により支援するほか、ヤングケアラーや女性の貧困等を解消

するため、多様で複合的な問題について個人の置かれた状況に寄り添った支援を行います。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、沖縄県こども・若者計画に基づき、こどもたちの自立に向けた支援として学習・進学支援や体験・交流の機会創出を図る取組、多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援を強化する施策を推進します。

## 施策 3-3 市町村における男女共同参画の推進と支援

【現状と課題】

市町村男女共同参画基本計画を策定した市町村は、令和７(2025)年４月時点で25 市町村(61.0%)となっており、策定率は伸び悩んでいる状況にありますが、新たな課題への対応など、地域の実情に応じた様々な取組が行われています。

【方向性】

男女共同参画の意識を各市町村に広め、それぞれの地域の特性や実情に応じた取組を進めるためにも、市町村に対する支援を行います。

【具体的施策】

43 市町村における男女共同参画の視点を取り込んだ施策の企画立案及び実施等の推進の支援

各市町村で男女共同参画の施策が一層推進され、施策の企画立案や意思決定に女性の参画が促進されるよう、男女共同参画に関する各種情報の提供や市町村の男女共同参画の推進状況調査及び情報提供を行います。

また、市町村男女共同参画計画の策定及び男女共同参画推進の取組を支援します。

## 目標４ 社会全体における男女共同参画の実現

〈実現したすがた〉

○男女が対等に企画や方針決定に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献している。

○性別にとらわれず、一人一人の個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重している。

○人権を侵害するあらゆる暴力が根絶され、誰もが安心して社会生活を営み、活躍できている。

### 施策 4-1 女性の更なる政策・方針決定の場面への参画の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に参画するとともに、特に、政策や方針の決定の場に男女が参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要です。

県の各種審議会等における女性委員の割合は、令和７(2025)年４月現在34.8%となっており、第６次計画の数値目標である40%には達していません。また、市町村においては、令和７(2025)年４月現在32.4%となっており、県、市町村ともになお一層、女性の参画を促進する必要があります。

県の管理職に占める女性の割合は、令和７(2025)年４月現在で 19.3%となっており、市町村においては 18.4%、民間企業で 22.6%と、着実に女性の参画が進んできていますが、引き続き取組が必要です。

【方向性】

今後は、政治、経済、社会をはじめ、あらゆる分野の政策・方針決定の場面への女性の更なる参画に向けて、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をはじめとする様々な取組について、県が率先して進めていくとともに、市町村・企業・団体に対する働きかけや支援を推進します。

【具体的施策】

44　県及び市町村の審議会等委員への女性の参画拡大

県審議会等への女性の参画促進に向けた積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に取り組み、女性委員割合の目標値を設定し参画を推進します。また、市町村における審議会委員などへの女性の参加促進や女性職員の職域拡大・管理職への登用が進むよう働きかけや情報提供などの支援を行います。

45　県の管理職への女性の積極的登用

県の管理職への女性の積極的な登用と、そのための職域拡大及び人材育成の一層の推進に努めます。

46　企業や団体における女性の参画促進

企業や団体に対し、女性の管理職や役職への登用促進などの積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の必要性等について啓発を行います。

47　政治分野における女性の参画促進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、女性の政治参画の状況について情報提供を行うほか、女性が政治分野に参画することへの理解や、政治への関心を高めるための啓発活動などに取り組みます。

48　学校における管理職への女性の登用拡大

学校における校長、教頭への女性の登用に努めます。また、管理職への登用の拡大に向けた女性の人材育成に努めます。

49　メディア分野、スポーツ分野における女性の参画促進

メディア等の情報がこどもを始め様々な世代に対して影響を与えることから、メディア分野等における意思決定過程への女性の参画拡大について啓発を行います。

また、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う際、男女の健康状況や運動・スポーツ習慣が異なることを踏まえた取組を進めることができるよう、スポーツ指導者においても、女性の参画拡大が図られるよう啓発に取り組みます。

## 施策 4-2 ジェンダー平等や性の多様性に関する意識啓発の推進

【現状と課題】

県民意識調査によると、男女の地位の平等感について、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」で特に不平等感が強くなっています。社会制度や慣行の中には、性別による固定的役割分担意識を前提とするものが数多く残されており、このことが、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮し、多様な生き方を選択することを妨げている場合があります。

また、全国の数値と比較すると、「家庭生活」や「職場」、「政治の場」は、平等の割合が高くなっています。一方で、「学校教育」においては、他の項目より平等感は高い(55.6%)ものの、全国の数値より14.8ポイント低い結果となっています。

SDGs の推進については、県内でも社会全体で進められており、ジェンダー平等に関する意識をより高めていくための啓発講座などに取り組んで行く必要があります。

性の多様性の尊重については、令和 3(2021)年３月に行った「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)」及び令和５年３月に制定した「沖縄県差別のない社会づくり条例」の趣旨を多くの県民に理解してもらうための普及啓発と、宣言等を実行するための今後の取組が重要となっています。

【方向性】

家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、性別による固定的役割分担意識を解消するとともに、社会制度や慣行の見直しに向けての取組を進めます。

また、性の多様性の尊重について、「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島 にじいろ宣言)」及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」を踏まえ、普及啓発や相談体制の整備な

どに取り組み、ジェンダー平等や性の多様性の尊重に関する意識啓発の推進を通して異なる価値観を持つ他者への理解を深め男女の相互理解と支援協力体制の構築に繋げます。

【具体的施策】

50　あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

男女共同参画の重要性について、一人一人が自分ごととして認識し、意識の改革が図られるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発を進めます。

また、男女共同参画の基礎となる人権尊重意識を高めるための啓発事業や男女の様々な問題の相談に対応します。

51　男女共同参画を推進する学習機会の充実

沖縄県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する多様な講座を開催するとともに、市町村と連携し、男女共同参画の学習機会を充実します。

52　男女双方の理解促進・意識啓発

男女双方に対し、男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への気づきや、性別に関わりなく家事、育児、介護などを協力して行うことなどについて意識啓発を行います。

53 性の多様性の尊重に関する取組の推進

「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島 にじいろ宣言)」及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」に基づき、性の多様性への理解を促進するための啓発活動や性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談事業などに取り組みます。

## 施策 4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進

【現状と課題】

全ての人が多様な生き方を尊重し、家庭、地域、職場などあらゆる場面で活躍できる社会にするためには、学校教育全体を通じて、人権の尊重、ジェンダー平等、相互理解や共同参画についての教育の充実を図る必要があります。

学校教育においては、「人権の日」を月１回設け、個人の尊厳や男女の平等など、様々な人権問題に関する啓発活動を行っています。

男女共同参画社会を実現するためには、人々の働き方・暮らし方の根底に長年形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を植え付けない取組と、幼少期から男女共同参画についての正しい理解や自立の意識を育てることが大切であり、そのためには、学校や家庭、地域における教育・学習支援が必要です。

【方向性】

男女共同参画社会に対する理解を促進し、意識改革を進めるための取組を行います。

学校教育においては、発達段階に応じて、人格の尊重やジェンダー平等に関する教育

の充実に努めるとともに、個性と能力を発揮できるよう学習の充実を図ります。
また、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による悪影響を生じさせないための学校の自主的な取組を促進します。

【具体的施策】

54　学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、ジェンダー平等、性の多様性、男女相互の理解とよりよい関係の構築や男女共同参画の重要性について、社会科、家庭科、情報科、特別の教科道徳、特別活動等の学校教育全体を通じた教科横断的な取組の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、外部人材等を活用した学習活動を推進します。また、児童生徒が無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による影響なく将来の選択をして、あらゆる場面で自己実現を果たせるような内容に取り組みます。

55　地域との連携による教育の推進

幅広い地域住民等の参画を得て、地域と連携・協働しながら、社会全体で学校教育を支える環境づくりを推進します。
また、保護者や親子を対象とした学習機会の充実を図るとともに、大学生・若者等の主体的な学びや意識啓発の取組を促進し、家庭や地域において男女共同参画への理解が深まるよう取り組みます。

56　キャリア教育の推進

児童生徒の夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図るため、学校における各教科・科目、特別活動等での学びや地域・産業界の協力を得た体験活動等を通し、児童生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。
また、沖縄県男女共同参画センターでは、男女共同参画に関する現状の課題等を抽出し、学校と連携して男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を支援します。

57　教職員研修の実施

児童生徒に対する人権尊重、性の多様性や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。

## 施策 4-4 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

【現状と課題】

全ての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。性差や性自認を理由に向けられる暴力である「ジェンダーに基づく暴力」は、DV(配偶者等からの暴力)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など様々です。
男女共に被害を受けている人はいますが、被害者の多くは女性であり、被害も深刻で

す。こうした暴力の根底には、女性の人権への軽視があると言われており、男女共同参画社会を形成していく上で、ジェンダーに基づく暴力の根絶は、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題です。

行政、警察、司法、福祉及び医療が一体となった性犯罪・性暴力被害者に対する切れ目のない支援体制が極めて重要となっています。

特に、配偶者等からの暴力は重大な人権侵害ですが、外部からの発見が困難な家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、重大な被害になることがあります。

配偶者等からの暴力を防止するためには、広く県民に対し、互いの人権を尊重し、いかなる場合も暴力を容認しない意識の醸成や、配偶者等からの暴力は、身体的なものだけでなく、精神的、経済的なものも含まれることや、被害者の心身のダメージ、厳しい経済状況などに関する正しい理解を進めるとともに、相談窓口や法令の内容、関連する制度について周知を図る必要があります。

若い世代においては、デート DV(交際相手からの暴力)も問題となっており、若者を被害者にも加害者にもしないための予防啓発、教育を推進する必要があります。

また、児童虐待や子どもに対する性暴力・性犯罪も許されないものです。

さらに、近年では実物と区別がつきにくい AI 画像の悪用や SNS 等による拡散等による、インターネットを利用した性暴力等が大きな社会課題の一つとなっており、対策が求められます。

【方向性】

セクシュアル・ハラスメント、DV(配偶者等からの暴力)、性犯罪・性暴力等のあらゆる暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりとともに、行政、警察、司法、福祉及び医療が一体となって、被害者のニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

DV 防止のためには、「沖縄県配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画」(DV 防止基本計画)に基づき、関係機関と連携し、広報・啓発や相談体制の充実、被害者の保護及び自立支援に取り組みます。

【具体的施策】

58　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化

DV(配偶者等からの暴力)・性犯罪・性暴力、ストーカー行為など、あらゆる暴力を容認せず、これらの行為が決して許されるべきではないことについて県民への一層の意識啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら、予防と被害者支援に取り組みます。

被害者がその被害を安心して相談できるような環境整備に努めるとともに、地域における防犯の取組を進めます。

59　セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメントはもとより、公務の場、教育、研究、医療、福祉やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメントについて、予防のための啓発活動に取り組みます。

60　DV(配偶者等からの暴力)被害の防止と相談体制の充実

DV(配偶者等からの暴力)について、社会的認識の徹底を図るための意識啓発を行うとともに、関係機関・団体との連携を強化します。

暴力を振るうことは人権侵害であるということを加害者に理解させ、暴力に頼らない人間関係を築くことができるよう意識啓発を行うとともに、暴力を止めたいと自覚している加害者に対し個別相談を行います。

被害者の精神的負担に配慮した相談、カウンセリングの充実や相談員の資質向上などを進め、被害者が相談しやすい体制を充実します。

61　DV(配偶者等からの暴力)被害者の保護及び自立支援

被害者の一時保護とともに、同伴児童の心理的ケア、保育機能及び学習支援の充実を図ります。

また、一時保護後の被害者の自立のため、被害者のそれぞれの状況に応じた支援を推進します。

62　性犯罪・性暴力への対策の推進

性暴力被害者ワンストップ支援センターの運営を行い、性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援(産婦人科・精神科等の医療的支援、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等)を可能な限り一箇所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止を図ります。

性犯罪被害者の心情に配慮し、希望する性別の職員による事情聴取や病院等への付添いを行うとともに、医師等や関係機関と連携し、被害者の負担を軽減するよう努めます。

また、他機関からの性犯罪被害に関する通報、相談等引継ぎがあった際、双方の連携を強化し、適切な対応を図ります。

63　こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進

児童買春、児童ポルノをはじめとしたこどもに対する性犯罪、性暴力が被害児童の人権を著しく侵害し、かつ、児童を性の対象とする風潮を助長し、青少年の健全育成の大きな障害となっていることに鑑み、取締りの強化とともに、被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護、支援の充実等を図ります。

64　売買春排除への対策の推進

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行います。

また、経済的、精神的に不安定な状態にある女性等の被害者に対して広く相談に応じるなど、売買春を未然に防止するため、女性支援事業の一層の充実に努めます。

65　ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為においては、被害者保護等を適切に実施するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法にふれる行為に対しては、行政措置、検挙措置等を講じていきます。

ストーカー行為の被害者への対策については、ストーカー規制法に基づく援助のほか、各種被害者防止策を的確に実施します。また、関係機関との連携を強化して効果的な被

害者支援を推進します。

ストーカー行為者は、被害者に対する強い執着心や支配欲を有するため、カウンセリングや治療等によりその内面に働きかけ、行為者の立ち直りを支援します。

66 人身取引の対策の推進

人身取引においては、警察等関係機関が連携し、関係法令の適切な運用と必要に応じた被害者の保護を実施します。

67 インターネットを利用した性暴力等への対策の推進

SNS等を通じた性暴力を防止するため、ＩＣＴリテラシーやメディア・リテラシーの向上を図り、ＳＮＳ等を含むインターネット上の被害の予防・拡大防止対策を推進します。特に、自画撮り被害を防止するため、若年者、児童生徒等に対する啓発を推進します。

# 第３章 計画の総合的な推進

男女共同参画社会の実現のためには、計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

施策の推進のためには、次のとおり県、市町村、民間団体、事業者、県民がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。

## １ 県の役割

男女共同参画社会の実現を県政の重要課題の一つと位置づけ、全庁的な推進体制により計画を着実に推進し、適切な進行管理を行います。

### (1) 沖縄県男女共同参画審議会の運営

男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議する機関として各分野の有識者等で構成する「沖縄県男女共同参画審議会」を設置しており、同審議会に対し毎年度計画の進捗状況を報告し意見を求め、審議会の意見を各部局に周知し、各施策に反映させるよう努めます。

### (2) 沖縄県男女共同参画行政推進本部の運営

男女共同参画社会の実現を目指し、関連する施策を総合的に推進するため、副知事を本部長とする沖縄県男女共同参画行政推進本部を設置しており、今後も、関係部局との連携により、計画の施策の効果的な推進に努めます。

### (3) 沖縄県男女共同参画センター「てぃるる」の運営

沖縄県男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する研修・講座の開催、各種情報の収集・提供、団体等の活動の場の提供、相談事業を行います。

### (4) 計画の進行管理

沖縄県男女共同参画条例に基づき、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する実施状況について、公表します。

その際、沖縄県男女共同参画条例に基づき設置した男女共同参画審議会に意見を求め、客観的な進行管理を行います。

## ２ 市町村の役割

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な市町村の果たす役割は重要です。市町村にはそれぞれの地域特性を踏まえ、男女共同参画の取組を行うことが求められています。

## ３ 民間団体の役割

男女共同参画社会の形成のためには、国、市町村などの行政機関のみならず、民間

団体、NPO などの果たす役割は重要です。
　各団体それぞれが男女共同参画の視点を持って自主的な取組を行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

4 事業者の役割
　誰もがその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる男女共同参画社画社会を実現するためには、事業者の果たす役割は重要です。
　雇用上の男女の均等な機会及び待遇を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスをはじめ、育児や介護といったライフステージに応じた多様で柔軟な働き方が実現できるよう、職場環境を整備し、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

5 県民の役割
　県民一人一人が、男女共同参画社会の意義を十分に理解し、その実現に向けて、家庭・職場・学校・地域などあらゆる場において、積極的に取り組むことが求められています。
　性別による差別的な言動や慣習・しきたりにおける固定的な性別役割分担意識の改善など、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

# 第４章 具体的事業

ここでは、第２章の「具体的施策」について、それぞれ関係する課が実施している具体的な事業を掲載しています。

## １ 家庭における男女共同参画の実現



### １－１男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| １ | 男女が協力し、家庭生活の責任を担うことの広 報・啓発 | 男性向け講座の実施 | 男性にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や重要性について、広報啓発のための講座を実施します。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 家庭教育支援事業 | 地域全体で支援体制を構築し、家庭教育に関する学習機会の提供や子育て相談等の支援活動を行います。 | 教育庁生涯学習振興課 |
| ２ | 男女平等意識を育てる家庭教育の推進 | 家庭教育支援事業（再掲） | 地域全体で支援体制を構築し、家庭教育に関する学習機会の提供や子育て相談等の支援活動を行います。 | 教育庁生涯学習振興課 |
| ３ | 家庭教育に関する相談・支援体制の充実 | 家庭教育支援事業（再掲） | 地域全体で支援体制を構築し、家庭教育に関する学習機会の提供や子育て相談等の支援活動を行います。 | 教育庁生涯学習振興課 |
| ４ | 男性の育児休業等の取得に関する取組の推進 | 男性向け講座等の実施 | 男性が育児休業を取得することへの意識喚起や、職場等の理解を深めるために必要な広報・啓発活動を行います。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課<br>商工労働部労働政策課 |
| | | 男女共同参画週間 | 毎年６月 23 日～29 日「男女共同参画週間」に合わせて、一般県民向けの広報啓発活動を強化します。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課<br>商工労働部労働政策課 |

## １-２育児及び介護を支える環境づくり



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| ５ | 多様な保育サービス等の充実 | 認可外保育施設保育における入所児童処遇向上等への支援 | 認可外保育施設における保育サービスの向上を図り、児童の処遇向上等の支援を行う市町村に対し補助を行います。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| | | 地域子ども・子育て支援事業の実施 | 市町村が行っている地域の実情に応じて実施する延長保育事業、病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を支援し、多様な子育て支援の充実を図ります。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| | | 保育士の定着促進 | 保育士の労働環境改善の改善を図る認可保育所等に対して補助を行うことで、定着を図ります。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| | | 放課後児童クラブの設置促進 | 放課後児童健全事業実施施設等(放課後児童クラブ)に対し補助を行うとともに、放課後児童クラブの設置及び公的施設への移行を促進し環境を整備することにより、児童の健全育成を図ります。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| | | 公営住宅建替事業<br>(１００戸以上) | 公営住宅の建替時に保育所等を建設する場合には、保育所等用地を確保し、用地を貸し付けるものです。 | 土木建築部<br>住宅課 |
| ６ | 介護サービスの整備・充実 | 介護保険の適切な運営の支援 | 市町村が実施する介護保険事業の円滑な実施が図られるよう支援を行うとともに、県と市町村が密接に連携を図ることにより、より適切にサービスが提供される体制づくりに取り組みます。 | 保健医療介護部<br>高齢者介護課<br>地域包括ケア推進課 |
| | | 介護保険事業 | 介護保険の円滑な実施のため、市町村支援、認定調査員等研修、介護支援専門員の養成などに取り組みます。 | 保健医療介護部<br>高齢者介護課 |

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 地域における子育て・介護支援の充実 | 地域包括支援センターへの支援 | 市町村において設置される地域包括支援センターでの包括的支援事業の適切な運営がなされるよう支援を行います。 | 保健医療介護部<br>地域包括ケア推進課 |
| | | 沖縄県老人クラブ連合会の活動助成 | 沖縄県老人クラブ連合会が行う訪問支援活動及び健康づくり推進リーダーの養成や支援能力の向上等に対する助成を行います。 | 保健医療介護部<br>地域包括ケア推進課 |
| | | ファミリーサポートセンターの支援事業 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援します。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| 8 | 子育て・介護に関する相談体制等の充実 | 児童相談所における相談事業 | 児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された児童福祉推進のための行政機関で、18 歳未満の子どもに関する問題について家族、関係機関、子ども本人などからの相談に応じています。 | こども未来部<br>子ども家庭課 |
| | | 沖縄県介護実習・普及センターの運営 | 家族等が高齢者の適切な介護が行えるよう、介護知識・技術の普及を目的とした講座の開催、介護に係る相談業務等を実施します。 | 保健医療介護部<br>高齢者介護課 |
| | | 介護サービス情報の公表 | 介護サービス利用者が介護サービス事業所を選択する際に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」を適切に実施します。 | 保健医療介護部<br>高齢者介護課 |

## １-３生涯を通じた男女の健康づくりの推進



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| ９ | 生涯を通じた男女の健康づくりの支援と女性のスポーツ参加の促進 | 健康おきなわ 21 の推進 | 生活習慣の改善を図るため、健康課題・情報の周知や市町村健康づくり事業の支援、県民の健康づくり運動の習慣化を図るなど、地域住民に密着した官民一体の健康づくり対策を推進します。 | 保健医療介護部<br>健康長寿課 |
| | | 健康教育の推進 | 学校教育を通じて、児童生徒が健康に対しての大切さを認識することができ、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てるよう健康教育の推進を図ります。 | 教育庁<br>保健体育課 |
| 10 | 予期せぬ妊娠や性感染症の予防など、性教育や健康教育の推進 | 地区別学校保健教育研修会 | 保健担当教員等を対象に性教育研修を実施します。 | 教育庁<br>保健体育課 |
| | | 学校における適切な性教育の推進 | 学校教育において、性に関する正しい理解を深めるために、学習指導要領に沿って、児童・生徒の発達段階を踏まえた適切な性教育を実施します。 | 教育庁<br>保健体育課 |
| | | 健やか親子おきなわ 2025（成育医療等計画）の推進 | 性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの重要性を理解し、実践できるよう「健やか親子おきなわ 2025（成育医療等計画）」を推進します。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| | | 子ども等への保健に関する相談支援 | 居場所の子ども達の性に関する悩みなどへの相談支援及び居場所職員に対する保健教育を実施します。 | こども未来部<br>こども家庭課 |
| 11 | 妊娠・出産期における女性への健康支援 | 健やか親子おきなわ 2025（成育医療等計画）の推進 | すべてのこどもが健やかに成長し、誰もが安心してこどもを産み育てることができる社会の実現をめざし「健やか親子おきなわ 2025（成育医療等計画）」を推進します。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| | | 周産期医療の充実 | 周産期(妊娠 22 週以降から生後１週間)医療の充実を図るために、周産期保健医療体制の整備を図ります。 | 保健医療介護部<br>医療政策課 |
| | | 性と健康の相談センター | 男女と問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的に、専門的な知識を有する相談員が相談支援・研修等を行います。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| | | 沖縄県若年妊婦支援事業 | 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱いた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチや SNS 等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行、緊急一時的な居場所の確保等の支援を行います。 | こども未来部<br>こども家庭課 |

## 2 職場における男女共同参画の実現

### 2-1 多様な就業を可能にする環境の整備



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 12 | 職業能力発揮に対する支援 | 働きやすさ向上サポート事業 | ワーク・ライフ・バランスを推進するためのセミナーを開催します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| | | 具志川・浦添職業能力開発校 | 職業に必要な基礎的な知識・技能・技術を習得させ、能力の開発と向上を図り、訓練終了後の就職と就業後の職業の安定と地位の向上及び地域社会の発展に寄与する人材を育成します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| | | チャレンジ支援のための情報提供の充実 | 様々な分野における女性のチャレンジを支援するための情報提供を行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 13 | 再就職希望者に対する支援 | 具志川・浦添職業能力開発校(再掲) | 職業に必要な基礎的な知識・技能・技術を習得させ、能力の開発と向上を図り、訓練終了後の就職と就業後の職業の安定と地位の向上及び地域社会の発展に寄与する人材を育成します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| | | 働く女性応援事業 | 就職、再就職を希望する女性に対して就業に関する相談及びキャリア形成等に資するセミナーを開催します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| | | 女性の就職総合支援事業 | 女性の労働参加を促進し、安定的な雇用に繋げるため、個々の女性求職者の抱える状況や、職業経験、職業能力に応じた就職支援を行います。 | 商工労働部<br>雇用政策課 |
| | | 就業支援講習会の実施 | ひとり親家庭等が就職に有利な資格や技能を習得するための講習会を実施します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 就業相談の実施 | ひとり親家庭等の就職・再就職に伴う悩みなどについて就業相談員によるアドバイスを行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 14 | 起業家を目指す女性への支援 | 県単融資事業(創業者支援資金) | 独立・開業を行う者又は開業後５年未満の事業者に対して融資による創業者の支援を行います。 | 商工労働部<br>中小企業支援課 |
| | | 中小企業総合支援事業 | 経営革新を図る中小企業等や創業を目指す者に対して、沖縄県中小企業支援センターを中心として、窓口相談、専門家派遣等の支援を行います。 | 商工労働部<br>中小企業支援課 |
| 15 | 誰もがライフステージに応じて働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくりの推進 | 働く女性応援事業(再掲) | 就職、再就職を希望する女性に対して就業に関する相談及びキャリア形成等に資するセミナーを開催します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 16 | 女性の登用促進のための支援と職場環境の整備 | 女性起業塾の実施 | 女性起業家等による、各種セミナーを開催します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 女性力推進事業 | 女性が様々なライフステージの中で自分の持てる能力を最大限発揮するため、県内外で活躍する女性リーダーを講師に招き、スキルアップやネットワーク構築を目的とした講座を開設します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 17 | 女性の職業生活における情報収集・整理・提供 | 特定事業主行動計画に基づく女性の活躍 推進 | 職場における女性職員の活躍を推進するため、行動計画において数値目標を示し、毎年度、その取組状況を公表します。 | 総務部人事課<br>教育庁総務課<br>警察本部警務課 |
| 18 | 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動 | ワーク・ライフ・バランス企業認証制度（再掲） | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に積極的に取り組む企業を認証・登録し、積極的に PR します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 19 | 企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟で多様な働き方の推進 | 柔軟な働き方の普及啓発 | セミナーの開催等により、テレワークの導入等柔軟な働き方についての普及啓発を図ります。 | 商工労働部<br>労働政策課 |

## 2-2雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 20 | 男女雇用機会均等法等の更なる推進 | 男女雇用機会均等法の普及・啓発 | 男女雇用均等月間パネル展を実施し男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| | | 労働広報誌「労働おきなわ」の発行 | 労働分野における情報の提供として「労働おきなわ」を発行します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 21 | 労働相談の実施 | 労働相談事業 | 労働相談を実施します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 22 | 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進 | 職場におけるポジティブアクション(積極的改善措置)の促進 | 職場におけるポジティブ・アクションについて、事業者に対しての普及・啓発を行います。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 23 | 各種ハラスメントの防止 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメ ント等の防止について | 職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について、事業者に対して普及・啓発を行います。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 24 | 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用の促進 | 保育士の定着促進 | 保育士の正規雇用化により保育士正規雇用率の上昇を図る認可保育所等に対して補助を行うことで、保育士の正規雇用化を促進し、定着を図ることを目的とします。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| | | 正規雇用化サポート<br>事業 | 正社員転換や正社員雇用を検討している企業に対し、中小企業診断士等の専門家を派遣し、正規雇用化の促進を図ります。 | 商工労働部<br>雇用政策課 |
| | | 非正規労働者処遇改善事業 | 非正規労働者の処遇改善を図るため、社会保険労務士等の専門家派遣による就業規則音見直し等を支援するとともに、使用者向けセミナーを実施します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |

## 2-3農林漁業における男女共同参画の推進



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 25 | 女性リーダーの育成 | 農業改良普及推進事業 | 農漁村地域における女性リーダーの育成を行います。 | 農林水産部<br>営農支援課 |
| 26 | 家族経営協定づりの推進 | 農業改良普及活動事業 | 女性農業者の生産技術と経営技術の習得、家族経営協定締結へ向けた意識啓発を支援します。 | 農林水産部<br>営農支援課 |
| 27 | 女性の経営能力の向上の支援 | 農業改良普及活動事業（再掲） | 女性農業者の生産技術と経営技術の習得、家族経営協定締結へ向けた意識啓発を支援します。 | 農林水産部<br>営農支援課 |
| | | 水産加工指導体制 | 加工事業を希望する漁協や各漁協女性部等への加工指導体制を整えています。 | 農林水産部<br>水産海洋技術センター |

## 2-4ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) を踏まえた多様な幸せ（well-being）の実現のための取組の推進



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 28 | 仕事と生活の調和及び働き方改革と多様で柔軟な働き方の促進 | 働きやすさ向上サポート事業 | 県内企業へ社会保険労務士を派遣し仕事と生活の両立支援に関する助言・指導等を行うほか、仕事と生活の両立についての講演会を開催し、社会全般の意識を深めます。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 29 | 仕事と生活の調和を推進するための環境づくりの促進 | ワーク・ライフ・バランス企業認証制度 | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に積極的に取り組む企業を認証・登録し、積極的に PR します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| | | ＤＸ人材養成事業 | 全産業における DX を推進するため、IT 企業・ユーザー企業双方に向けた各種講座を開催することにより、DX を推進する中核人材(DX コンサルタント、DX 推進リーダー、データ活用人材)の養成を図ります。また、OJT 研修や PBL 研修を実施することにより、ユーザー企業へ DX 導入の支援・ 提案が行える人材の養成を図ります。 | 商工労働部<br>ＩＴイノベーション推進課 |
| | | 沖縄 DX 推進支援事業 | 県内中小企業や小規模事業者等がＩＴ企業と連携して実施する、沖縄の実情を踏まえたデジタルトランスフォーメーション(ＤＸ)の取組を支援します。 | 商工労働部<br>ＩＴイノベーション推進課 |
| | | 小規模事業者等ＩＴ導入支援事業 | 中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の業務効率化・生産性向上を図ります。 | 商工労働部<br>中小企業支援課 |
| 30 | 仕事と家庭の両立を支える支援制度の推進 | ファミリーサポートセンターの支援事業(再掲) | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援します。 | こども未来部<br>子育て支援課 |
| 31 | 仕事と健康課題の両立の支援 | 健康おきなわ 21 の推進(再掲) | 生活習慣の改善を図るため、健康課題・情報の周知や市町村健康づくり事業の支援、県民の健康づくり運動の習慣化を図るなど、地域住民に密着した官民一体の健康づくり対策を推進します。 | 保健医療介護部<br>健康長寿課 |

## 2-5女性の活躍を推進するための企業に対する支援



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 32 | 女性の活躍に積極的に取り組む企業の認証 | ワーク・ライフ・バランス企業認証制度(再掲) | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に積極的に取り組む企業を認証・登録し、積極的に PR します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 33 | 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進 | ワーク・ライフ・バランス企業認証制度(再掲) | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に積極的に取り組む企業を認証・登録し、積極的に PR します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 34 | 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進 | ワーク・ライフ・バランス企業認証制度(再掲) | 企業認証に当たり、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定を要件としており、中小企業における取組の促進を図ります。また、認証を希望又は検討している企業等に対し、アドバイザーを派遣します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |

## 3 地域における男女共同参画の実現

### 3-1 地域活動を推進するための連携・協働



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 35 | 地域活動への参画の促進 | おきなわ県民カレッジ(美ら島沖縄学講座) | 沖縄の歴史・伝統文化等をテーマにした講座、講演等を県民に提供します。 | 教育庁<br>生涯学習振興課 |
| | | おきなわ県民カレッジ(広域学習サービス講座) | 県内６教育事務所単位で、各地区の市町村の協力の下、地域課題等へ対応するための講座を県民に提供します。 | 教育庁<br>生涯学習振興課 |
| | | おきなわ県民カレッジ(学校開放講座) | 県立学校等が企画・運営する講座で、各学校が有する優れた人材や施設等を活用し、県内各地で多様な学習機会を提供します。 | 教育庁<br>生涯学習振興課 |
| | | かりゆし長寿大学校の運営 | 高齢者に体系的な学習の場を提供することによって、生きがいのある生活基盤の確立と健康の保持・増進に役立てるとともに、地域活動の担い手を養成します。 | 保健医療介護部<br>地域包括ケア推進課 |
| | | 沖縄県老人クラブ連合会の活動助成(再掲) | 沖縄県老人クラブが行う老人クラブ等活動推進員設置事業や健康づくり、老人スポーツの普及、文化展、芸能祭等の活動に対する助成を行います。 | 保健医療介護部<br>地域包括ケア推進課 |
| | | シルバー人材センターの実施事業の促進 | シルバー人材センターの実施する会員(概ね 60 歳以上)への仕事の提供や技能講習、高齢者の就業機会の開発等の事業の促進を行います。 | 商工労働部<br>雇用政策課 |
| 36 | 各種地域団体との連携及びその活動の支援 | 女性団体等に対する助言と支援 | 男女共同参画社会の実現のために女性団体等に対しての助言及び支援を行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 地域づくり推進事業 | 県内で活動している地域づくり団体の相互交流及び情報交換を促進するなど地域の実情に応じた、より効果的な地域づくりに貢献します。 | 企画部<br>地域・離島課 |
| 37 | 防災・復興における男女共同参画の促進 | 防災・災害復興における取組 | 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立に努めます。 | 知事公室<br>消防防災対策課 |
| | | 自主防災組織設置の促進 | 出前講座等を通じて、自主防災組織の設置及び活動を促進するよう啓発を行います。 | 知事公室<br>消防防災対策課 |
| | | 災害時における啓発 | 災害時における男女共同参画の視点の必要性について啓発を行います。 | 知事公室<br>消防防災対策課<br><br>こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 38 | 環境問題への取組における男女共同参画の推進 | 審議会等における女性の登用促進 | 環境分野の政策・方針決定の場面への女性の参画拡大を図ります。 | 環境部<br>環境政策課 |

## 3-2生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 39 | 高齢者の地域での暮らしと自立に対する支援 | 老人福祉施設等の整備 | 老人福祉施設及び介護保険施設・居住系サービス(広域型・地域密着型)の新築・改築等の費用を助成することにより、施設生活環境の整備・改善を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう施設整備を支援していきます。 | 保健医療介護部<br>高齢者介護課 |
| | | 生涯現役活躍支援事業 | 市民一人一人のボランタリーな想いを支えること、仲間が集まりグループへと成長するための支援、団体同士のネットワークや、行政や企業など他の領域との連携や協働への支援を行うなど、幅広い領域のボランティア活動を推進し支援します。また、ボランティア活動の支援や福祉教育の推進をとおして地域住民同士が支え合える災害にも強いまちづくりを目指します。 | 生活福祉部<br>福祉政策課 |
| | | 公営住宅における高齢者の入居の優遇措置 | 高齢者については、県営住宅に単身世帯でも入居可能とし、入居収入基準について緩和します。 | 土木建築部<br>住宅課 |
| | | サービス付き高齢者向け住宅の登録制度 | 「サービス付き高齢者向け住宅」の登録の促進を図り、状況把握・生活相談サービス付きの高齢者向け賃貸住宅の確保に努めます。 | 土木建築部<br>住宅課 |
| | | 持ち家のバリアフリー化の促進 | 高齢者の居住する住宅のバリアフリー化を促進するため、住宅改修の手引きとなる指針を作成するとともに、バリアフリーリフォームの際に適切なアドバイスを行える仕組みづくりについて取組を進めます。 | 土木建築部<br>住宅課 |
| | | | リフォーム工事を行う者に助成事業を実施している市町村に対して、助言等の支援を行います。 | 土木建築部<br>住宅課 |

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 40 | 障害のある人の自立支援と生活環境の整備 | 地域生活支援事業(社会参加) | 障害者が日常生活上必要とする訓練等を行う事業や視聴覚障害者のコミュニケーションを支援するための事業等を実施し、障害者の社会参加を促進します。 | 生活福祉部<br>障害福祉課 |
| | | 地域生活支援事業(市町村事業) | 障害者の自立と社会参加を促進するため、地域の障害者の実情に応じて市町村が実施する事業について、補助を行います。 | 生活福祉部<br>障害福祉課 |
| | | 地域生活支援事業(相談・生活支援) | 障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、障害者の生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行い、障害者の職業生活における自立を促進します。 | 生活福祉部<br>障害福祉課 |
| | | 日常生活自立支援事業 | 認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が十分でない方の権利を擁護し、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービス利用援助契約に基づいて、利用者への日常的金銭管理等のサービス提供を行い、福祉サービス利用を円滑にし、地域生活を支援します。 | 生活福祉部<br>福祉政策課 |
| | | 障害者への職業訓練の実施 | 能力開発校等で障害者を対象とした職業訓練を実施し、障害者の雇用推進に取り組みます。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| | | 職場適応訓練 | 障害者が「作業環境に適応することを容易にさせる」ための職業訓練を実施します。 | 商工労働部<br>雇用政策課 |
| | | 障害者等の雇用を推進するための事業の促進 | 障害者等の雇用の啓発や障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用開拓・定着支援等を行います。 | 商工労働部<br>雇用政策課 |
| | | 公営住宅への入居資格緩和及び優先入居 | 障害のある者に対して入居資格の条件緩和を行うとともに、障害者が含まれる世帯について入居収入要件を緩和します。 | 土木建築部<br>住宅課 |

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 41 | ひとり親家庭等の自立や子の養育に対する支援 | 就業支援講習会の実施(再掲) | 母子家庭の母が就職に有利な資格や技能を習得するための講習会を実施します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 就業相談の実施(再掲) | ひとり親家庭等の就職・再就職に伴う悩みなどについて就業相談員によるアドバイスを行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | ひとり親在宅就業推進事業 | 在宅就業を希望するひとり親等に対し、在宅就業コーディネーター等による在宅業務に必要なノウハウの習得支援や相談、在宅業務の発注を行い、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 日常生活支援事業 | ひとり親家庭等が一時的に家事・育児支援を必要とする場合に家庭生活支援員の派遣を行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 特別相談事業 | ひとり親家庭等における法律問題や生活上の諸問題について、専門家(弁護士)によるアドバイスを行いま す。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 養育費等支援事業 | 養育費の取り決め等に関する法律相談や同行支援を実施します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | ひとり親家庭への住宅支援資金貸付 | 自立に向けて積極的に取り組むひとり親家庭に住居の借り上げに必要となる償還免除付きの資金の貸付を行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 公営住宅への優先入居 | 母子家庭・父子家庭に対して、公営住宅の入居に際して、抽選倍率の緩和を行います。 | 土木建築部<br>住宅課 |
| 42 | 貧困等生活上の困難に対する支援 | 子ども・若者育成支援事業 | 困難を有する子ども・若者に対し、各関係機関が行う支援を適切に組み合わせ、より効果的かつ円滑な支援の充実を図るため、子ども・若者支援地域協議会及び子ども・若者総合相談センターを運営します。 | こども未来部<br>こども若者政策課 |
| | | 若年無業者職業基礎訓練事業 | ニート等の若年無業者に対する基礎的な職業訓練を実施します。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| | | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者住居確保給付金の支給をはじめとした就労、家計等の面からさまざまな支援を包括的かつ計画的に実施します。 | 生活福祉部<br>保護・援護課 |
| | | 沖縄県こども・若者施策推進基金事業他<br>子どもの貧困対策市町村支援事業 | 県及び市町村が、こども・若者計画に定めるこどもの貧困対策を含むこども・若者、子育て施策を推進することを目的に基金を活用し事業を実施します。 | こども未来部<br>こども若者政策課 |
| | | ヤングケアラー支援体制強化事業 | ヤングケアラーの早期発見・支援につなげるため、関係機関職員への研修を実施するとともに、ヤングケアラー本人や保護者及び関係機関職員等からの相談を一元的に受け付ける総合窓口を設置・運営します。 | こども未来部<br>こども家庭課 |

## 3-3市町村における男女共同参画の推進と支援



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 43 | 市町村における男女共同参画の推進の視点を取り込んだ施策の企画立案及び実施等の支援 | 県及び市町村の男女共同参画推進状況の把握・公表 | 毎年、県及び市町村における男女共同参画に関する施策の推進状況を調査し、結果を公表します。<br>調査結果は、県や市町村において、今後の男女共同参画施策の企画立案や住民への意識啓発のための資料として活用します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 北部・離島市町村等に向けた男女共同参画講演会の開催 | 北部・離島市町村に対して男女共同参画関連の講演会を開催します。 | |
| | | 市町村に対する助言・支援 | 市町村において主体的な男女共同参画の取組が進むよう、助言・支援を行います。 | |

## 4 社会全体における男女共同参画の実現

### 4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 44 | 県及び市町村の審議会等委員への女性の参画拡大 | 各種審議会への女性の登用促進 | 沖縄県の各種審議会等への女性の適任者登用を推進するために、女性委員の登用率が 40%未満の県の附属機関・会合を設置する際に事前調整を行い、登用率に関する意見を付します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 人材情報データベースの整備 | 様々な分野で活躍する沖縄出身・在住の女性に関する人材情報データベースを整備します。市町村や県各部局に対して、情報提供を行い、審議会等への女性登用の機会拡大を図ります。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 県及び市町村の男女共同参画推進状況の把握・公表(再掲) | 毎年、県及び市町村における男女共同参画に関する施策の推進状況を調査し、結果を公表します。<br>調査結果は、県や市町村において、今後の男女共同参画施策の企画立案や住民への意識啓発のための資料として活用します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 45 | 県の管理職への女性の積極的登用 | 管理職への積極的な登用 | 県の管理職への女性の積極的な登用と、そのための職域拡大及び人材育成に努めます。 | 総務部<br>人事課<br><br>教育庁<br>総務課 他 |
| 46 | 企業や団体における女性の参画促進 | 職場におけるポジティブアクション(積極的改善措置)の促進(再掲) | 職場におけるポジティブ・アクションについて、事業者に対しての普及・啓発を行います。 | 商工労働部<br>労働政策課 |
| 47 | 政治分野における女性の参画促進 | 沖縄県男女共同参画センター事業 | 女性が政治分野に参画することへの理解や、政治への関心を高めるための講演会や講座等を実施します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 男女共同参画週間 | 毎年6月 23 日～29 日「男女共同参画週間」に合わせて、一般県民向けの広報啓発活動を強化します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 48 | 学校における管理職の女性の参画拡大 | 学校における管理職の積極的な登用 | 女性職員が学校管理職を目指しやすい環境整備に努めます。 | 教育庁<br>学校人事課 |
| 49 | メディア分野、スポーツ分野における女性の参画促進 | 女性の参画拡大に関する啓発 | メディア分野やスポーツ分野等における意思決定過程への女性の参画拡大について啓発を行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |

## 4-2男女共同参画に関する意識啓発の推進



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 50 | あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進 | 沖縄県男女共同参画審議会 | 男女共同参画に関する重要事項の調査・審議を行うとともに、男女共同参画計画の進行管理を行います。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 男女共同参画週間 | 毎年６月 23 日～29 日「男女共同参画週間」に合わせて、一般県民向けの広報啓発活動を強化します。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 男女共同参画に関する県政出前講座 | 職員が県民のもとに直接出向き、男女共同参画について分かりやすく説明します。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 男女共同参画年次報告書の作成・公表 | 沖縄県の社会・労働・家庭等各分野における男女共同参画推進についての報告書を作成し公表します。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 県及び市町村における男女共同参画推進状況調査・公表(再掲) | 毎年、県及び市町村における男女共同参画に関する施策の推進状況を調査し、結果を公表します。調査結果は、県や市町村において、今後の男女共同参画施策の企画立案や住民への意識啓発のための資料として活用します。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 県が作成する広報・出版物への配慮 | 県の行政機関が作成する広報・出版物等が男女共同参画の視点を踏まえたものとなるよう働きかけます。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 人権啓発活動事業 | 男女共同参画の基礎となる人権尊重意識を高めるための人権啓発講演会等を開催します。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 相談事業の実施 | 沖縄県男女共同参画センター等において、女性からの一般相談、国際相談、男性相談を実施します。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 51 | 男女共同参画を推進する学習機会の充実 | 沖縄県男女共同参画センターの管理運営 | 男女共同参画活動の拠点である沖縄県男女共同参画センターの活用を図ります。 | こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 沖縄県男女共同参画センター事業 | 男女共同参画社会づくりを推進するため、沖縄県男女共同参画センターにおいて啓発・学習事業、相談事業等の各種講座を実施します。 | |
| | | 沖縄県男女共同参画センターにおける情報提供事業 | 県男共同参画センター図書情報室において、男女共同参画に関する図書・ビデオ等の収集及び提供を行います。 | |

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 52 | 男女双方の理解促進・意識啓発 | 男性向け講座の実施 | 男性にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や重要性について、広報啓発のための講座を実施します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 53 | 性の多様性の尊重に関する取組の推進 | 性の多様性推進事業 | 多様な性を理解し、互いに尊重しあう共生の社会づくりを推進するため、性の多様性に関する県民向けの普及啓発や性の多様性に関する相談事業(LGBTQ にじいろ相談)を実施します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |

## 4-3次世代に向けた意識啓発及び教育の推進



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 54 | 学校教育の充実 | 人権教育の充実 | 学校の教育活動全体を通じて、生命の尊重や男女平等、男女の相互の理解・協力などの人権教育を推進します。 | 教育庁<br>県立学校教育課<br>義務教育課 |
| | | 人権教育の推進 | 人権教育に関する研修の機会を持ち、共通理解を図ります。また、「人権を考える日」(月１回)の取組を充実させます。 | 教育庁<br>県立学校教育課<br>義務教育課 |
| 55 | 地域との連携による教育の推進 | 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 | 学校、家庭及び地域住民等が連携・協働し実施する地域学校協働活動や家庭教育支援、放課後こども教室など、地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進します。 | 教育庁<br>生涯学習振興課 |
| 56 | キャリア教育の推進 | インターンシップ推進事業 | 全日制高校生を対象に、３日以上の就業体験(インターンシップ)を行います。 | 教育庁<br>県立学校教育課 |
| | | 望ましい勤労観・職業観の育成 | 各小中高等学校においては、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。 | 教育庁<br>義務教育課<br>県立学校教育課 |
| | | 大学院大学の周辺環境及び研究開発拠点の整備 | 大学院大学の広報に資するイベントとして理系女子育成講座を行います。 | 企画部<br>科学技術振興課 |
| | | 沖縄県男女共同参画センター事業 | 男女共同参画に関する現状の問題をキャリア教育に活かしていくため、学校等で出前講座を実施します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 57 | 教職員研修の実施 | 管理職研修 初任者研修事業 中研教諭等資質向上研修 | 管理職研修をはじめ、各教科及び道徳、特別活動の研修を通して、教師の指導力向上を図ります。 | 教育庁<br>県立学校教育課 |

## 4-4 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実



| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 58 | ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 | 女性に対する暴力防止のための啓発活動の推進 | 「女性に対する暴力をなくす運動週間(11/12～11/25)」等の取組を実施し、女性に対する暴力防止の社会的認識を徹底させます。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課<br><br>警察本部<br>人身安全対策課 |
| | | 相談体制の充実 | 警察における相談体制の充実を図ります。 | 警察本部<br>広報相談課 |
| | | 犯罪被害給付制度の県民への周知徹底 | 犯罪被害給付制度の県民への周知徹底を図るため広報を強化します。 | 警察本部<br>広報相談課 |
| | | 被害者支援団体との連携 | 被害者支援団体と連携した犯罪被害者等への支援を推進します。 | 生活福祉部<br>生活安全安心課<br><br>警察本部<br>広報相談課 |
| | | 犯罪被害者等支援総合窓口 | 犯罪被害者等に関する総合的な相談に応じ、適切な支援策の情報提供・助言及び関係機関等の紹介を行います。 | 生活福祉部<br>生活安全安心課 |
| | | 沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会会員間の連携 | 沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、協議会会員間の連携強化に努めます。 | 警察本部<br>広報相談課 |
| | | 沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワークの連携 | 沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク会議を開催し、ネットワーク会員間の連携強化に努めます。 | 警察本部<br>広報相談課 |
| | | 沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度 | 共同住宅における防犯環境の整備促進を目的に、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を満たしている共同住宅を「沖縄県防犯モデル共同住宅」として登録します。 | 生活福祉部<br>生活安全安心課 |
| | | 沖縄県防犯モデル駐車場登録制度 | 駐車場における防犯環境の整備促進を目的に、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を満たしている駐車場を「沖縄県防犯モデル駐車場」として登録します。 | |

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 58 | ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発及び環境整備 | 市町村への街灯・防犯カメラの設置促進 | 市町村に対する防犯カメラや防犯灯の設置促進の働きかけに努めます。 | 警察本部<br>生活安全企画課 |
| | | ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議の開催 | ＤＶ被害者や困難な問題を抱える女性への円滑な支援、関係機関の連携強化を図るため沖縄県ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議（代表者会議）を開催します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | ＤＶ対策事業 | 地域におけるＤＶ問題についての講演会、女性に対する暴力をなくす運動講演会・シンポジウム、高校生を対象とした啓発講座、ＤＶ防止・被害者支援リーフレット作成・配布を行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 沖縄女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)の広報 | 沖縄県女性相談所及び福祉事務所(配偶者暴力相談支援センター)の広報のためのリーフレット等を作成・ 配布します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 59 | セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | 女性に対する暴力防止のための啓発活動の推進(再掲) | 「女性に対する暴力をなくす運動週間」等の取組を実施し、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力防止について広報・啓発活動を行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 60 | DV(配偶者等からの暴力)被害の防止と相談体制の充実 | 講演会への派遣等 | 県や市町村等からの要請に応じて講演会等への職員派遣やリーフレットの作成・配布を行います。 | 警察本部<br>人身安全対策課 |
| | | 警察における相談・適切な対処の推進 | 各警察署及び交番・駐在所における配偶者等からの暴力の被害者からの相談への対応、被害者に対する自衛・対応策の教示や加害者の検挙措置など被害発生を防止するための必要な措置を行います。 | 警察本部<br>広報相談課<br>人身安全対策課 |
| | | 相談員の研修 | ＤＶ被害やストーカー被害、人身取引被害など、多様化、複合化、複雑化する様々な課題に適切に対応し、不適切な対応による二次被害を防止するため、女性相談員の研修等を実施し、相談支援の質の向上を行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 60 | DV(配偶者等からの暴力)被害の防止と相談体制の充実 | 職務関係者向けの研修会の実施 | 市町村、病院、保健所、保育所等の職員を対象に配偶者等からの暴力の特性等を理解するための研修を実施します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 61 | DV(配偶者等からの暴力)被害者の保護及び自立支援 | 一時保護体制・対応の充実 | DV(配偶者等からの暴力)の被害者及びその同伴する家族の一時保護委託先としての民間施設の開設に向けた働きかけを行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 一時保護所退所後の施設における保護 | DV(配偶者等からの暴力)の被害者が一時保護施設退所後、引き続き施設における支援を必要とする被害者については、婦人保護施設での保護を行います。<br>また、母子生活支援施設などの社会福祉施設への入所が適当である場合、又は被害者の実情により同伴児童を分離して保護する必要がある場合に備えて児童相談所との連携を図ります。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 生活保護制度や民間の賃貸住宅に関する情報の提供 | 沖縄県女性相談所及び福祉事務所(配偶者暴力相談支援センター)において、生活保護制度や民間の賃貸住宅等に関する情報を収集し、配偶者等からの暴力の被害者に提供します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 生活保護制度の適用、児童扶養手当制度についての情報提供及び福祉事務所との連携 | 沖縄県女性相談所及び福祉事務所(配偶者暴力相談支援センター)においては、配偶者等からの暴力の被害者の実情に応じて、生活保護制度の適用についての情報提供及び福祉事務所との連携に努めます。<br>また、児童を同伴する被害者対策に対しては、児童扶養手当制度についての情報を提供します。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | ハローワーク、各種訓練関係施設等についての情報提供 | 配偶者等からの暴力の被害者の自立支援を行う機関においては、被害者の職業相談、職業紹介、職業訓練に関してはハローワーク(公共職業安定所)、各種訓練関係施設等についての情報提供を行います。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| | | 県営住宅の目的外使用の検討 | 配偶者等からの暴力の被害者の自立支援の観点から、県営住宅を被害者の一時的な仮住宅として目的外使用することについて、適切な対応をするため関係機関と調整します。 | 土木建築部<br>住宅課 |

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 62 | 性犯罪・性暴力への対策の推進 | 性犯罪への厳正な対処 | 性犯罪に対し、あらゆる方策を駆使して検挙に努め、また再発防止に万全を期します。 | 警察本部<br>捜査第一課 |
| | | 初診料・診断書料等の公費負担 | 性暴力被害者に対して初診料等の公費負担を行い、被害者等の経済的負担の軽減に努めます。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課<br><br>警察本部<br>広報相談課 |
| | | 女性警察官による事情聴取及び病院等への付添 | 性犯罪の特質や被害者の感情等に配意し、事情聴取や病院等への付添を女性警察官が行います。 | 警察本部<br>捜査第一課 |
| | | 性犯罪指定捜査員の指定 | 女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定し、被害者等の感情に配慮した事情聴取を行うなど適切な運用を図ります。 | |
| | | 啓発活動の推進 | 性犯罪防止のために、リーフレット・チラシ等を作成し啓発活動に務めます。 | |
| | | 性暴力被害者ワンストップ支援センター の運営 | 性犯罪・性暴力被害者が被害直後からの総合的な支援を可能な限り一箇所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害者の潜在化防止を図ります。 | こども未来部<br>女性力・ダイバーシティ推進課 |
| 63 | こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進 | 児童生徒に関する対策 | 児童買春・児童ポルノ法や青少年保護育成条例に基づき、児童の心身に有害な影響を与える犯罪を積極的に取り締まります。特にＳＮＳに起因する悪質な福祉犯や、インターネットサイトに係る児童ポルノのブロッキングを回避して敢行される「ファイル共有ソフト利用事犯」等については全国一体となった効果的な検挙対策を推進します。また、被害児童の身体的・心理的ダメージの回復を図るため、カウンセリング等の支援活動を行います。さらに、児童生徒の携帯電話にフィルタリングを普及させるための取組等を行います。 | 警察本部<br>少年課 |
| | | わいせつ情報等の違法情報の取締 | インターネット等を含む多様なメディア媒体におけるわいせつ情報等の違法情報の取締りを行います。 | 警察本部<br>生活保安課 |
| 64 | 売買春排除への対策の推進 | 関係法令の厳正な運用と取締り等の実施 | 売春事犯の取締り等対策を実施します。 | 警察本部<br>生活保安課 |
| | | わいせつ情報等の違法情報の取締<br>(再掲) | インターネット等を含む多様なメディア媒体におけるわいせつ情報等の違法情報の取締りを行います。 | 警察本部<br>生活保安課 |

| 具体的施策 | | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 65 | ストーカー行為等への対策の推進 | ストーカー行為等に対する厳正な対処 | ストーカー規制法に基づき、ストーカー規制法に抵触する行為に対して、警告、禁止命令などの行政措置や検挙措置を徹底します。 | 警察本部<br>人身安全対策課 |
| | | ストーカー行為等の広報・啓発 | どのような行為がストーカー行為に当たるのか、警察がどのような対応ができるのか等の広報啓発を推進します。 | |
| | | ストーカー行為等に関する相談 | ストーカー等の被害に関する相談を実施します。 | 警察本部<br>広報相談課<br>人身安全対策課 |
| | | ストーカー行為の相談及び実務担当者の研修 | ストーカー行為の相談や実務を担当する職員に対して研修を実施します。 | 警察本部<br>人身安全対策課 |
| | | 市町村等への講師派遣 | 県・市町村等からの要請に応じてストーカー規制法に関する講演等に職員を派遣します。 | |
| | | ストーカー行為者に対するカウンセリング・治療等の推進事業 | ストーカー行為者は、被害者に対する強い執着心や支配欲を有するため、カウンセリングや治療等によりその内面に働きかけ、行為者の立ち直りを支援します。 | |
| 66 | 人身取引の対策の推進 | 人身取引の対策 | 人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、人身取引への厳正な取締を行います。 | 警察本部<br>生活保安課 |
| 67 | インターネットを利用した性暴力等への対策の推進 | 児童生徒に関する対策 | サイバー犯罪被害防止教室を実施するとともに、SNS サイバーパトロールＡＩシステムを活用し、児童と思料される者による投稿や児童を誘引している者による投稿に対し警告を実施し、性暴力等への未然防止に努める。 | 警察本部<br>少年課 |
| | | わいせつ情報等の違法情報の取締(再掲) | インターネット等を含む多様なメディア媒体におけるわいせつ情報等の違法情報の取締りを行います。 | 警察本部<br>生活保安課 |